

地域密着型金融推進の取組み方針

平成 20 年 2 月

株式会社 富山第一銀行

目次

- 1 . 「地域密着型金融推進の取組み方針」の策定にあたって
- 2 . 「地域密着型金融推進の取組み方針」の基本方針
- 3 . 「地域密着型金融推進の取組み方針」の位置づけ
- 4 . 「地域密着型金融推進の取組み方針」の具体的な取組み内容

1 . 「地域密着型金融推進の取組み方針」の策定にあたって

金融改革プログラムの推進、ペイオフ全面解禁、新B I S規制、金融検査における評定制度の導入など、新たな金融の枠組みが構築される一方、規制緩和の進展により銀行の業務分野は大きな広がりを見せております。また、金融機関の再編が進むとともに、他業態からの金融分野への参入拡大や郵貯民営化など、競争環境は一段と厳しさを増しております。

このような環境の中、当行は、平成 15 年度～16 年度の 2 年間には、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を、平成 17 年度～18 年度の 2 年間では、「地域密着型金融推進計画」の 2 つの計画に取り組んでまいりました。

「地域密着型金融推進計画」では、「地域のお客様や株主の皆様を選ばれる銀行」を目指し、新たな成長ステージへ飛躍するための『改革と挑戦』をテーマとする第 10 次長期経営計画（17 年 4 月～20 年 3 月）との融合により、個々の取組み項目を有機的に連携させ、着実な成果を上げるよう取組み、17・18 年度（17 年 4 月～19 年 3 月）の進捗状況については、概ね計画通り取組むことができました。

「地域密着型金融推進計画」の重点取組み期間は、平成 19 年 3 月をもちまして終了いたしました。が「地域密着型金融推進計画」の本質に沿って引き続き事業再生・中小企業金融の円滑化、経営力の強化、地域の利用者の利便性向上に取り組んで行くために、今般、「地域密着型金融推進の取組み方針」を策定いたしました。

当行は、この取組みを着実に実行するとともに、お客様や地域のニーズを的確に把握し適切に対応することで、地域のお客様に一層満足いただける銀行を目指し、更なる体質強化、収益力の強化を目指すとともに地域にはなくてはならない金融機関として、これからも皆様と共に歩み続けていきたいと取組んでいきます。

2. 「地域密着型金融推進の取組み方針」の基本方針

当行は、「地域にはなくてはならない、信頼され、評価される銀行を目指します」ことを経営理念のひとつに掲げております。

また、現在取組んでいる「第10次長期経営計画」(平成17年度～19年度までの3年間)においては、「金融サービスを通じた地域貢献の充実」「健全性の確保と収益力の向上」、「経営力の強化による揺るぎない経営基盤の確立」を基本方針に掲げ取組んでおり、それと昨年度まで集中的に取組んでまいりました「地域密着型金融推進計画」(平成17年度～18年度までの2年間)とを融合させて、具体的施策として、「地域への貢献・収益力の強化・経営力の強化」を3本柱にその実践に取組んでまいりました。

「地域密着型金融」とは、「お客様との間で親密な関係を長く維持する事によりお客様に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行う事で展開するビジネスモデル」と定義付けられており、その本質は、「長期的な取引関係により得られた情報を基に、質の高い対面交渉等を通じて中小企業金融における貸出機能を強化する事により、金融機関自身の収益向上を目指す事」とされています。

「地域密着型金融」の本質は、まさしく当行が目指すビジネスモデルそのものであります。

当行は、今年度より新たに「地域密着型金融推進の取組み方針」として 「ライフサイクルに応じた取引先の支援強化」

「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」 「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」を策定して、現在展開している「第10次長期経営計画」の取組みに加えて、この3本の柱を基本に次に示している具体策に沿って取組んでまいります。また、今後策定していく「第11次長期経営計画」にも「地域密着型金融推進」の基本方針を織り込んで計画、実行してまいります。

3. 「地域密着型金融推進の取組み方針」の位置づけ

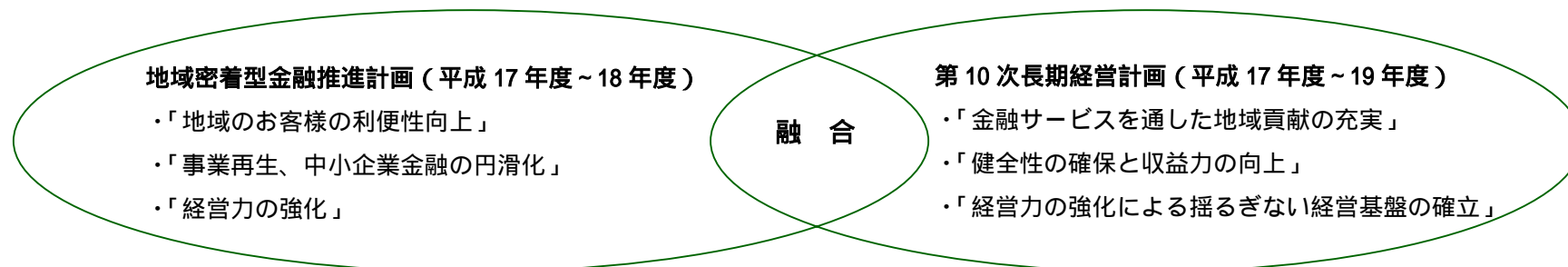
「地域密着型金融推進の取組み方針」

基本方針

地域にはなくてはならない、信頼され、評価される銀行を目指します。

リレーションシップバンキングの機能強化計画（平成 15 年度～16 年度）

- ・「地域経済の活性化」
- ・「中小企業の再生」



地域密着型金融推進の取組み

（平成 19 年度～20 年度）

- ・ 「ライフサイクルに応じた取引先の支援強化」
- ・ 「事業価値を見極める融資手法をはじめ
中小企業に適した資金供給手法の徹底」
- ・ 「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」

第 10 次長期経営計画

（平成 17 年度～19 年度）

同上

第 11 次長期経営計画

（平成 20 年度～22 年度）

4. 「地域密着型金融推進の取組み方針」の具体的な取組み内容

	取組みテーマ	具体的な取組み施策
1	ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化	
	事業再生支援の強化 < 事業再生取組みの推進 >	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業再生支援協議会との連携 ・ 政府系金融機関との連携 ・ 事業再生会議の開催を通じた再生具体案の検討実施 ・ 企業支援実践研修の実施を通して現場の支援力の向上 ・ 事業再生のための各種再生手法（デット・エクイティ・スワップ等）への取組み
	創業・新事業支援の強化 < 外部機関等の連携強化と外部機関を利用した取組み >	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業・新事業支援融資への積極的な取組み
	経営改善支援の強化 < 経営改善支援取組みの推進 >	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不振事業先への再生計画の策定支援および経営改善支援への取組み ・ R C C の活用
	成長期・安定期、事業承継支援の強化 < M & A 業務の強化と拡大 > < 事業承継支援の強化 >	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業承継も含めた M & A への取組み ・ 三井住友銀行との事業承継に関する連携 ・ M C パートナーズとの上場準備に関する連携
2	事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適して資金供給手法の活用	
	不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進 < 目利き能力の向上 > < 定量的な財務情報の質の向上等に向けた取組み > < 資金化しづらい資産を活用した資金供給への取組み >	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別審査マニュアル等の充実・活用 ・ 目利き支援研修の実施 ・ 融資事務規定および徴求書類の見直し ・ 自己査定システム・内部格付システムの精度向上のための新格付けシステム導入、そのデータを基にした融資の取組み ・ 動産・債権譲渡担保融資への取組み
	中小企業に適した資金供給手法の活用 < コバナンツ等を活用した金融の取組み > < スコアリングモデル等の活用 >	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種保証会社との提携による事業者向け融資商品の推進 ・ 財務制限条項を活用した商品の推進 ・ 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対するスコアリングモデルを活用した融資商品による取組み ・ シンジケートローンへの取組み

<p>3</p>	<p>地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献</p>	
	<p>地域の面的再生への取組み < 地域経済全体を展望した地域ビジョン策定への支援 > < ビジネスマッチング機能の強化と拡大 > < コンサルティング業務の強化と拡大 ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県内の大学・自治体と協働した地域活性化への積極的参加 ・F I T ビジネス商談会の継続開催 (当行単独、業種別等の開催) ・ビジネスクラブが提供している外部コンサルタントと連携した取引先へのコンサルタント業務の取組み ・P F I 事業への取組み ・N P O 法人への支援 ・「中小企業動向調査」の継続実施および情報開示 ・「お客様満足度アンケート」の継続実施および情報開示、データを基にした改善の取組み
	<p>地域活性化につながる多様なサービスの提供 < 地域を担う若い世代や高齢者への金融知識の普及 > < 地域社会への貢献と地域社会への還元に向けた取組み ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を担う若年層と資産を有する高齢者層向け金融情報の発信 (大学生・高校生向けインターン制度への取組み) ・高齢者向けの金融相談および資産運用セミナー開催への取組み) ・豊かな自然に囲まれた富山県の環境保護への取組み支援 (投資信託販売手数料の一部を寄付する等環境保護に対する支援)